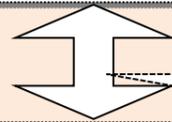


新たな専門医制度

専門医制度は、従来、各学会が独自に運用しており、専門医の認定基準や専門医の質の担保に懸念が生じていた。また、国民に十分に理解されていないことが課題となっていた。これらのことから、「国民の視点」、「プロフェッショナルオートノミー」といった基本的な考え方に基づき制度が再構築され、中立的な第三者機関である一般社団法人日本専門医機構によるプログラム認定のもと、平成30年度から運用が開始することとなっている。
従来のカリキュラム制からプログラム制に変更となったため、**専攻医は、基幹施設と連携施設をローテートしながら研修を実施**することになる。



プログラム制の採用により、奨学金の貸与を受けた医師が選択できるプログラムが限定される

東京都医師奨学金

一定期間（特別貸与：初期臨床研修2年を含む9年間、一般貸与：初期臨床研修修了後3年間）、指定の領域（小児医療、周産期医療、救急医療、へき地医療）で、指定勤務を行うことで、奨学金の返還を免除

奨学金の取扱いを見直し

課題1

指定医療機関が基幹施設となっている専門研修プログラムの一環で、**指定医療機関**※別添参照**以外**の都内の病院で勤務する場合

対応1

【特別貸与奨学金】
2年半以内であれば指定勤務として勤務可能

【一般貸与奨学金】
専門医を取得するためにプログラムの中で必須とされている場合は、「やむを得ない理由」により指定勤務ができない猶予期間とみなす

課題2

指定医療機関が基幹施設となっている専門研修プログラムの一環で、**指定医療機関以外**の**都内の診療所**で勤務する場合
例) 産婦人科プログラムで、不妊治療専門クリニックにおいて研修を行う場合 など

対応2

【特別貸与奨学金】 【一般貸与奨学金】
専門医を取得するためにプログラムの中で必須とされている場合は、「やむを得ない理由」により指定勤務ができない猶予期間とみなす

課題3

指定医療機関が基幹施設となっている専門研修プログラムの一環で、**都外の医療機関**での勤務が入っている場合
例) 産婦人科プログラムで、地域医療研修として都外の病院で研修を行う場合 など

対応3

【特別貸与奨学金】 【一般貸与奨学金】
専門医を取得するためにプログラムの中で必須とされている場合は、「やむを得ない理由」により指定勤務ができない猶予期間とみなす

課題4

指定医療機関が基幹施設となっているプログラムの一環で、**指定の領域以外**の**診療科**で研修することになる場合
例) 救急医療分野における麻酔科、周産期医療分野における婦人科、小児医療分野における小児精神 など

対応4

【特別貸与奨学金】 【一般貸与奨学金】
専門医を取得するためにプログラムの中で必須とされており、かつ短期間（3か月程度）であれば、指定勤務としてみなす

※ いずれの場合も、**事前相談を前提**とし、個別に判断する。その他、個別に配慮を要する場合等については、（一社）日本専門医機構等と別途協議等を行う。